

# 災害公営住宅・町営住宅の家賃制度について

◎家賃は、下の計算式で求められる「政令月収」をもとに計算されます。

$$\boxed{\text{政令月収}} = \boxed{\text{世帯全員の所得}} - \boxed{\text{控除額}} \div 12 \text{ヶ月}$$

- ①給与所得者・事業所得者  
課税証明書の「給与所得」または、「所得金額」
- ②年金受給者  
65才以上の方：「年金収入」-120万円  
65才未満の方：「年金収入」-70万円

## 控除額の一覧

控除の種類	控除の内容	控除額
親族控除	申し込み本人以外の入居家族および別居している所得税法上の扶養親族（遠隔地扶養親族を含む）	38万円/1人
特定扶養親族控除	16歳以上23歳未満の扶養親族（配偶者は除く）	25万円/1人
障害者控除	障がい者手帳（身体・精神・療育）の交付がされている方がいる場合※特別障害者控除以外	27万円/1人
特別障害者控除	重度の障がいのある方がいる場合 （身体障害者手帳1～2級、精神保健福祉手帳1級、療育手帳A判定）	40万円/1人
寡婦控除	所得税法の「寡婦控除」に該当する人（①②のいずれかを満たす人） ① 夫と死別した後婚姻をしていない人または夫の生死が明らかでない人で、合計所得金額が500万円以下の人 ② 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で合計所得金額が500万円以下の人 ※①②とも事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと（事実婚は対象外）	27万円/1人
ひとり親控除	所得税法上の「ひとり親控除」に該当する人（①②③のすべてを満たす人） ① 生計を一にしている子がいる（総所得金額等の合計額が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない子に限る） ② 合計所得金額が500万円以下である人 ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと（事実婚は対象外）	35万円/1人
老人扶養控除 老人配偶者控除	70歳以上の扶養親族・配偶者	10万円/1人
雑損失の繰越控除	雑損失の繰越控除が残っている場合は繰越分が所得から控除されます。	当該年度の雑損失の繰越分の額
給与所得控除 年金所得控除	給与所得または年金所得がある方人数分 （給与所得と年金所得の合計が10万円未満である場合は、合計の金額を控除する）	10万円/1人

## 計算例…給与所得者家族

[世帯構成]	●本人 45才 会社員 給与所得 200万円	●長男 17才	
	●妻 40才 パート 給与所得 80万円	●長女 14才	所得計 280万円
[控除額]	・扶養控除 38万円×3人 = 114万円		
	・16以上23才未満の扶養控除 25万円×1人 = 25万円		控除額計 139万円
[政令月収]	(280万円 - 139万円) ÷ 12ヶ月 ≒ <b>11.8万円</b>		